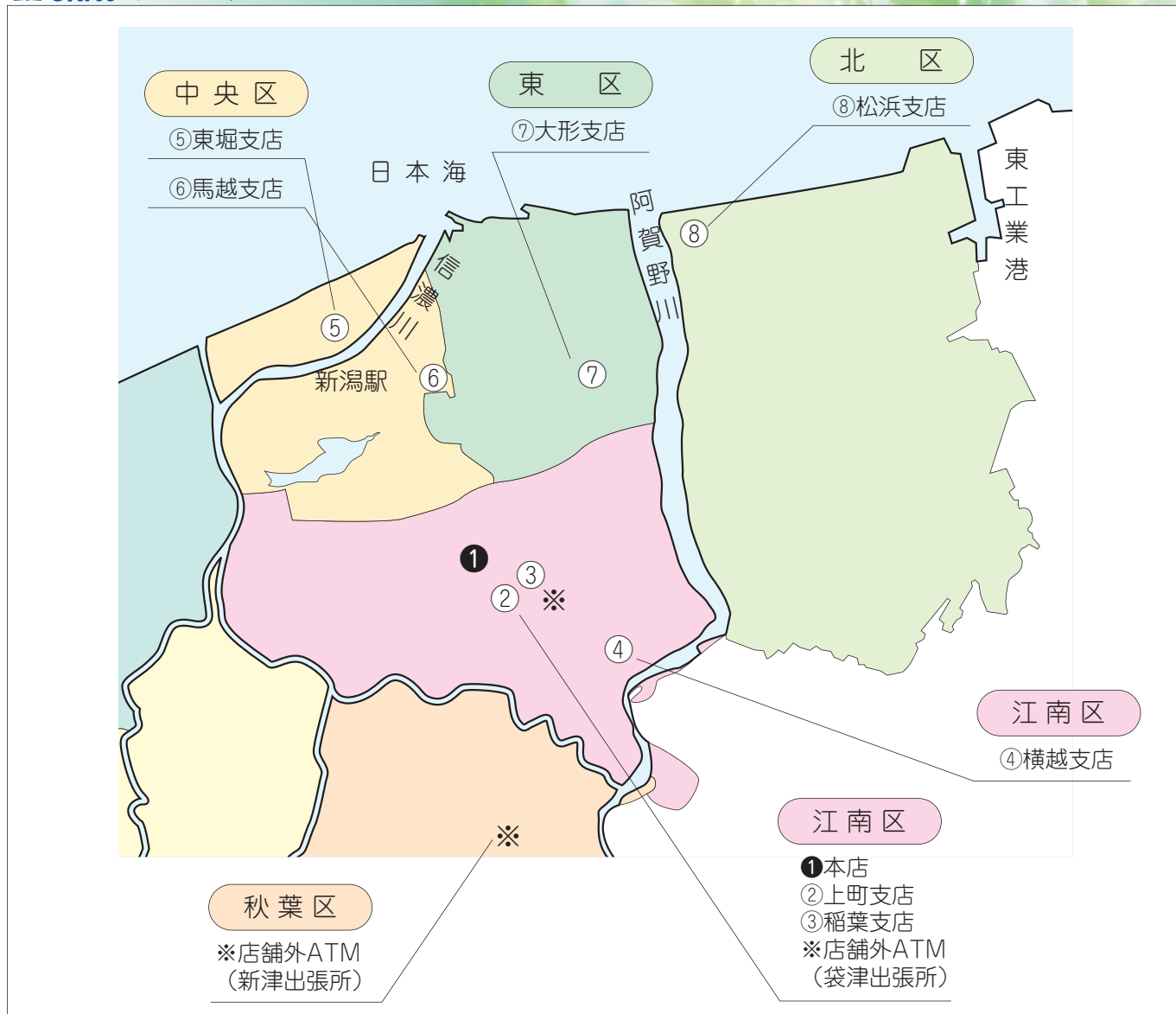


Shinei Disclosure

2013



本店・支店のご案内

100	本	部	新潟市江南区旭2丁目1番2号	025 (382) 4111 (代)
001	本	店	新潟市江南区旭2丁目1番2号	025 (382) 5501 (代)
002	馬	越	新潟市中央区本馬越1丁目2番11号	025 (243) 1831 (代)
003	大	形	新潟市東区逢谷内6丁目9番5号	025 (274) 3466 (代)
004	上	町	新潟市江南区亀田本町4丁目1番52号	025 (382) 3161 (代)
006	松	浜	新潟市北区松浜本町1丁目4番16号	025 (259) 5711 (代)
007	稲	葉	新潟市江南区諏訪3丁目4番23号	025 (382) 3811 (代)
008	横	越	新潟市江南区横越中央2丁目1番3号	025 (385) 3831 (代)
011	東	堀	新潟市中央区東堀前通4番町394番地	025 (228) 9211 (代)

○休日ATM機稼動店舗

本店、稲葉支店、横越支店、馬越支店、大形支店（平成25年7月末日現在）

○店舗外ATM

袋津出張所、新津出張所（平成25年7月末日現在）

索引

(各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。)

■ごあいさつ	……………1	【預金に関する指標】		60. 有価証券の時価情報*	……………15
【概況・組織】		32. 預金種目別平均残高*	……………8	61. 外貨建資産残高	……………該当なし
1. 事業方針	……………1	33. 預金者別預金残高	……………8	62. オフバランス取引の状況	……………該当なし
2. 事業の組織*	……………2	34. 財形貯蓄残高	……………該当なし	63. 先物取引の時価情報	……………該当なし
3. 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)*	……………2	35. 固定金利・変動金利区分別定期預金残高*	……………8	64. オプション取引の時価状況	……………該当なし
4. 職員数*	……………2	36. 役員1人当たり預金残高	……………7	65. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	……………14
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	……………2	37. 1店舗当たり預金残高	……………7	66. 貸出金償却の額*	……………14
6. 地区一覧	……………2	【貸出金等に関する指標】		67. 会計監査人による監査*	……………18
7. 自動機器設置状況	……………2	38. 貸出金種類別平均残高*	……………14	【その他の業務】	
8. 組合員数	……………1	39. 貸出金及び債務保証見返額担保別残高*	……………15	68. 内国為替取扱実績	……………19
9. 子会社の状況	……………該当なし	40. 貸出金使途別残高*	……………15	69. 外国為替取扱実績	……………該当なし
【主要事業内容】		41. 貸出金業種別残高・構成比*	……………14	70. 公共債窓販実績	……………19
10. 主要な事業の内容*	……………19	42. 貸出金金利区分別残高*	……………14	71. 公共債引受額	……………該当なし
【業務に関する事項】		43. 預貸率(期末・期中平均)*	……………7	72. 手数料一覧	……………19
11. 事業の概況*	……………1	44. 消費者ローン・住宅ローン残高	……………15	【パーゼルⅡ第3の柱に係る開示事項】	
12. 経常収益*	……………8	45. 代理貸付残高の内訳	……………19	73. 自己資本の構成に関する事項*	……………9
13. 業務純益	……………7	46. 役員1人当たり貸出金残高	……………7	74. 自己資本の充実度に関する事項*	……………10
14. 経常利益*	……………8	47. 1店舗当たり貸出金残高	……………7	75. 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)*	……………10
15. 当期純利益*	……………8	【有価証券に関する指標】		(1) 信用リスクに関するエクスポージャー および主な種類別の期末残高*	……………10
16. 出資総額、出資総口数*	……………8	48. 商品有価証券の種類別平均残高*	……………該当なし	(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金 の期末残高及び期中の増減額*	……………11,14
17. 純資産額*	……………8	49. 有価証券の種類別平均残高*	……………15	(3) 業種別の個別貸倒引当金 及び貸出金償却の残高等*	……………11
18. 総資産額*	……………8	50. 有価証券の種類別の残存期間別残高*	……………15	(4) リスク・ウェイトの区分ごとの エクスポージャーの額等*	……………11
19. 預金積金残高*	……………8	51. 預証率(期末・期中平均)*	……………7	76. 信用リスク削減手法に関する事項*	……………12
20. 貸出金残高*	……………8	【経営管理体制に関する事項】		77. 派生商品取引及び長期決済期間 取引の取引相手に関する事項*	……………該当なし
21. 有価証券残高*	……………8	52. リスク管理の体制*	……………17	78. 証券化エクスポージャーに関する事項*	……………該当なし
22. 出資配当金*	……………8	53. 法令遵守の体制*	……………17	79. オペレーショナルリスクに関する事項*	……………12
【主要業務に関する指標】		54. ペイオフ実施への対応	……………18	80. 出資等エクスポージャーに関する事項*	……………13
23. 業務粗利益および業務粗利益率*	……………7	55. 個人情報保護法施行への対応	……………18	81. 金利リスクに関する事項*	……………13
24. 資金運用収支、役員取引等 収支およびその他業務収支*	……………7	56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	……………17	【その他】	
25. 資金運用勘定・資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り、資金利鞘*	……………7	【財産の状況】		82. トピックス	……………1
26. 受取利息、支払利息の増減*	……………7	57. 貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分計算書*	……………3~6	83. 当組合の考え方	……………1
27. 役員取引等の状況	……………7	58. リスク管理債権の状況*	……………16	84. 沿革・あゆみ	……………1
28. その他業務収益の内訳	……………7	(1) 破綻先債権*	……………16	85. 営業のご案内	……………20
29. 経費の内訳	……………7	(2) 延滞債権*	……………16	86. 報酬体系の開示について	……………8
30. 総資産経常利益率*	……………7	(3) 3ヵ月以上延滞債権*	……………16	87. 地域貢献について	……………21~23
31. 総資産当期純利益率*	……………7	(4) 貸出条件緩和債権*	……………16	88. 総代会の機能強化について	……………24
		59. 金融再生法による開示債権*	……………16	89. お客様相談室について	……………24

・本誌は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条、およびパーゼルⅡ第3の柱に基づいて作成しております。
・本資料に記載の諸計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。



新栄信用組合の現況

ごあいさつ

みなさまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（平成24年度）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

新栄信用組合は、地域のみなさまに本当にお役に立てる金融機関として、これまで以上に経営の健全性に努め、「地元のみなさまとの共存共栄」を目指してまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

新栄信用組合 理事長 宇野勝雄

当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和28年9月／亀田信用組合設立 出資金2,058千円
- 昭和45年10月／新栄信用組合に改称
- 昭和46年10月／本店を現所在地に新築移転
- 昭和47年3月／出資金1億円となる
- 昭和54年3月／出資金2億円となる
- 昭和55年9月／事務センター開設
- 昭和55年11月／第一次オンラインシステム稼働
- 昭和59年11月／現金自動支払機稼働
- 昭和60年4月／第二次オンラインシステム稼働
- 昭和63年4月／新潟産業信用組合と合併 出資金3億円
- 平成2年11月／第三次オンラインシステム稼働
- 平成3年4月／サンデーバンキング開始
- 平成3年9月／紫竹山支店を馬越支店に統合
／関屋支店を東堀支店に統合
- 平成4年3月／出資金4億円となる
- 平成9年11月／西暦2000年対応新オンラインシステム稼働
- 平成10年11月／新オンラインシステム2号機稼働
- 平成11年10月／河渡支店を大形支店に統合
- 平成13年1月／出資金6億円となる
- 平成14年10月／新津支店を本店に統合
／しんくみ全国共同センター(SKセンター)加入
- 平成15年9月／保険窓販業務の開始
- 平成15年11月／袋津支店を稲葉支店に統合
- 平成16年5月／アイワイバンク(現セブン銀行)のATM利用開始
- 平成18年12月／個人向け国債窓販開始
- 平成20年3月／出資金8億円となる

事業方針

【経営理念】

1. 地域経済と地域住民の繁栄を願い、豊かな地域社会づくりに貢献します。
2. お客様優先の姿勢で、ふれあいを大切に誠実に努めます。
3. 地域社会から信頼される信用組合として健全経営に努めます。

【経営基本方針】

1. 収益基盤の拡充
 - ①健全な貸出金の維持・拡大
(融資審査の基本徹底、事業性融資・個人融資の増強、融資情報の集積)
 - ②預金の増強(個人メイン化・法人取引の推進)
 - ③市場運用力の強化
(効率的な余資運用の徹底・ポートフォリオの確立)
2. 地域活性化への取組み
 - ①地元事業者の成長、再生への支援
(お客様の経営課題に対する支援機能強化、再生支援への取組み強化)
 - ②利便性向上による地域社会への貢献
(ATM運営態勢の構築)
 - ③創立60周年記念事業への取組み
(創立60周年記念事業の推進⇒平成25年9月)
3. 経営基盤の強化
 - ①組織活力の向上・集団指導体制の確立
(目標を打ち勝つ人材の育成、やりがいにつながる人事評価・仕組づくり)
 - ②内部管理態勢の強化
(コンプライアンス管理態勢、各種リスク管理態勢の強化・定着)

【当組合の考え方】

「地元のみなさまに満足していただける」信用組合を目指して、健全性を保ちながら透明性の高い経営に努め、よりきめ細かな金融サービスをもって、みなさまのご期待に応えてまいりたいと考えております。

平成24年度 経営環境・事業概況

平成24年度の国内経済を振り返りますと、年始めは東日本大震災の復興需要等の影響もあり景気は緩やかに回復しつつありましたが、後半に入り欧州に加え新興国でも成長鈍化が鮮明化するなど世界経済の下振れリスク等を背景に、景気は後退局面に入ったかに見られましたが、昨年末の政局交代から「金融緩和」、「財政出動」、「成長戦略」の「3本の矢」によって、デフレ経済からの脱却と日本経済の再生を図ることを優先とした「アベノミクス」に対する期待感から円安・株高方向に日本経済は大きく反応してまいりました。しかしながら、実際に地域を支える中小零細事業者の皆様が景気回復を実感できるまでには至っていないのが現実であり、日本経済の再生が一刻も早く図れるよう政府・日銀の更なる政策に期待するところであります。

一方、3月末において「中小企業金融円滑化法」の最終期限を迎えましたが、当組合としては、財務・会計など専門的知識を使って中小企業を支援する「経営革新等支援機関」として、財務や会計の専門機関との連携を促し、支援先の皆様に対して財務基盤や収益力の向上を後押しできるよう、事業再生に向けた支援をこれまでと何ら変わらず、引き続き取り組んで行く所存であります。

当組合の業績につきましては、預金積金期末残高53,725百万円(対前年比3.58%増)、貸出金期末残高33,429百万円(対前年比1.35%減)となりました。預金積金におきましては、創立60周年記念推進活動により対前年増減額で1,860百万円の増加となりました。一方、貸出金につきましては、事業性融資、個人ローンに積極的に取り組んで参りましたが、資金需要の低迷、また不良債権の回収を推し進めた結果、対前年増減額で458百万円の減少となりました。なお、健全経営に努めて参りました結果、不良債権比率については3.29%(対前年比1.74%低下)、貸出金延滞率(2ヶ月以上)については0.83%(対前年比0.75%低下)まで改善致しました。

収益面では、各種運用収益が減少する中で、本業の収益を表す業務純益(コア)では122百万円、当期純利益では貸倒引当金の戻入に伴い230百万円計上することができました。また、自己資本比率も8.51%と昨年より0.60%改善することができました。

平成25年度も、私ども“しんえい”は、営業地域の経済を下支えしていくことを使命と捉え、皆様のご期待に応えるべく役職員一同邁進していく所存であります。何卒、従来に増してご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

トピックス

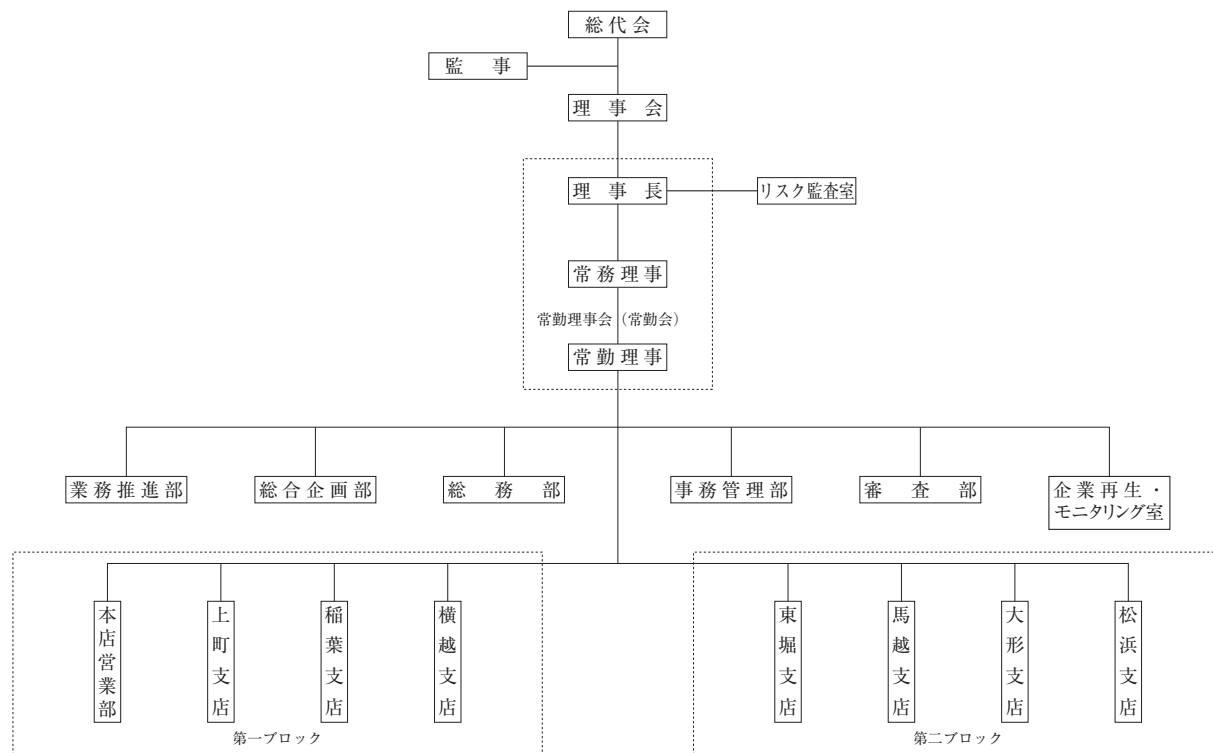
- | | |
|-----------------|----------------------|
| ○平成24年6月6日 | 第1回定例理事会 |
| ○平成24年6月22日 | 第60回通常総代会、臨時理事会 |
| ○平成24年7月12～13日 | サマー感謝デー |
| ○平成24年7月26日 | 第2回定例理事会 |
| ○平成24年8月3日 | 第24回しんえい理事長杯ゲートボール大会 |
| ○平成24年9月5日 | 社会貢献活動「献血」の実施 |
| ○平成24年11月28日 | 第3回定例理事会 |
| ○平成24年12月17～18日 | 歳末感謝デー |
| ○平成25年1月8日 | 友の会弥彦参拝 |
| ○平成25年1月28日 | 第4回定例理事会 |
| ○平成25年3月27日 | 第5回定例理事会 |

組合員の推移

(単位：人)

区分	平成23年度	平成24年度
	組合員数	組合員数
個人	14,978	15,301
法人	853	838
合計	15,831	16,139

事業の組織



職員数 (単位：人)		
区分	平成23年度	平成24年度
男子	54	52
女子	26	26
合計	80	78

役員一覧 (理事および監事の氏名・役職名)					平成25年7月現在
理事長	宇野勝雄	常務理事	赤塚義廣	常勤理事	瀧澤弘
常勤理事	大崎新一	理事	古泉肇	理事	坂井俊一
理事	長谷部一裕	常勤監事	加藤正良	監事	土田進
員外監事	坂井藤雄				

注) 当組合は、職員出身者以外の理事3名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

店舗一覧表 (事務所の名称・所在地)				自動機器設置状況	
店番	店名	住所	〒	TEL	CD・ATM
100	本部	新潟市江南区旭2丁目1番2号	950-0166	025-382-4111	
001	本店	新潟市江南区旭2丁目1番2号	950-0166	025-382-5501	ATM ☺
002	馬越支店	新潟市中央区本馬越1丁目2番11号	950-0865	025-243-1831	ATM ☺
003	大形支店	新潟市東区逢谷内6丁目9番5号	950-0814	025-274-3466	ATM ☺
004	上町支店	新潟市江南区亀田本町4丁目1番52号	950-0164	025-382-3161	ATM
006	松浜支店	新潟市北区松浜本町1丁目4番16号	950-3125	025-259-5711	ATM
007	稲葉支店	新潟市江南区諏訪3丁目4番23号	950-0127	025-382-3811	ATM ☺
008	横越支店	新潟市江南区横越中央2丁目1番3号	950-0208	025-385-3831	ATM ☺
011	東堀支店	新潟市中央区東堀前通四番町394番地	951-8066	025-228-9211	ATM

地区一覧
・新潟市のうち
・江南区
・中央区
・東区
・北区
・西区 (旧黒崎町地区を除く)
・秋葉区 (旧小須戸町地区を除く)
・阿賀野市のうち
旧京ヶ瀬村
・北蒲原郡聖籠町

店舗外ATM					
出張所	住所	〒	TEL	ATM	
袋津出張所	新潟市江南区袋津5丁目1番4号	950-0131	025-382-3811	ATM	
新津出張所	新潟市秋葉区新町1丁目6番8号	956-0862	025-382-5501	ATM	

平成25年7月現在

【ATMの営業のご案内】

	平日	土・日・祝祭日 ☺	ご利用内容
本店・馬越・大形・稲葉・横越	8:45～19:00	9:00～19:00	お引き出し・ご入金 残高照会・通帳記入 カードによるお振込
上町・松浜・東堀・袋津出張所	8:45～18:00	稼動していません	
新津出張所	9:00～19:00		

経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

資 産		平成23年度	平成24年度	負債及び純資産		平成23年度	平成24年度
現 金		604,888	592,176	預 金		51,864,742	53,725,144
預 け 金		16,782,683	19,136,592	当 座 預 金		442,349	246,395
有 価 証 券		1,755,352	1,936,687	普 通 預 金		12,882,166	13,750,849
国 債		-	-	通 知 預 金		-	36,000
社 債		100,550	-	定 期 預 金		35,912,983	37,224,506
株 式		43,692	56,694	定 期 積 金		2,559,215	2,409,898
そ の 他 の 証 券		1,611,110	1,879,993	そ の 他 の 預 金		68,027	57,494
貸 出 金		33,887,773	33,429,027	そ の 他 の 負 債		107,315	220,444
割 引 手 形		651,009	481,981	未 決 済 為 替 借		7,084	11,002
手 形 貸 付		1,726,157	1,728,972	未 払 費 用		34,411	42,353
証 書 貸 付		30,237,141	30,006,535	給 付 補 填 備 金		6,358	4,124
当 座 貸 越		1,273,465	1,211,538	未 払 法 人 税 等		3,520	3,520
そ の 他 の 資 産		420,522	406,530	前 受 収 益		7,573	8,305
未 決 済 為 替 貸		1,835	2,839	払 戻 未 済 金		12,935	4,319
全 信 組 連 出 資 金		158,500	158,500	リ ー ス 債 務		18,313	15,269
前 払 費 用		24,765	21,824	資 産 除 去 債 務		12,886	13,046
未 収 収 益		183,039	178,896	そ の 他 の 負 債		4,231	118,504
そ の 他 の 資 産		52,381	44,470	賞 与 引 当 金		7,347	7,125
有 形 固 定 資 産		593,463	592,579	役 員 退 職 慰 労 引 当 金		5,710	5,240
建 物		76,201	82,779	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金		11,058	11,352
土 地		445,169	445,169	偶 発 損 失 引 当 金		1,102	2,282
リ ー ス 資 産		18,313	15,269	繰 延 税 金 負 債		537	2,160
そ の 他 有 形 固 定 資 産		53,779	49,360	債 務 保 証		14,961	15,317
無 形 固 定 資 産		11,299	11,663	負 債 計		52,012,775	53,989,067
ソ フ ト ウ ェ ア		445	810	純 資 産 の 部		1,605,751	1,869,759
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		10,853	10,853	出 資 金		1,288,477	1,298,361
債 務 保 証 見 返		14,961	15,317	普 通 出 資 金		798,477	808,361
貸 倒 引 当 金		△ 452,417	△ 261,748	優 先 出 資 金		490,000	490,000
(うち個別貸倒引当金)		(△ 302,296)	(△ 181,161)	資 本 剰 余 金		36,745	36,745
				資 本 準 備 金		36,745	36,745
				利 益 剰 余 金		321,667	530,181
				利 益 準 備 金		19,000	39,000
				そ の 他 利 益 剰 余 金		302,667	491,181
				特 別 積 立 金		116,000	236,000
				(経 営 安 定 積 立 金)		(70,000)	(110,000)
				(機 械 化 積 立 金)		(6,000)	(26,000)
				(優 先 出 資 消 却 積 立 金)		(40,000)	(100,000)
				当 期 未 処 分 剰 余 金		186,667	255,181
				そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		△ 41,138	4,471
				評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		△ 41,138	4,471
合 計		53,618,527	55,858,826	合 計		53,618,527	55,858,826

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | | |
|-----|--------|-------|--------|
| 建 物 | 8年～47年 | そ の 他 | 2年～20年 |
|-----|--------|-------|--------|
- 当組合は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は664,334千円であります。
7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、従業員への退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- なお、当事業年度末までに年金資産が責任準備金を超えるため、当該超過額(21,824千円)は、「その他資産」の「前払費用」に計上しております。
- 会計基準変更時差異(72,826千円)については、15年による按分額を費用処理しております。また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)
- | | |
|----------------|---------------|
| 年金資産の額 | 283,431,706千円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 315,534,867千円 |
| 差引額 | △32,103,160千円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
- 0.354%
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

経理・経営内容
貸借対照表

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を見積り、必要と認める額を計上しております。
 12. 所有権移転外ファイナンスリース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。
 13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
 14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 44,353千円
 15. 有形固定資産の減価償却累計額 899,983千円
 16. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,388千円
 17. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,098千円、延滞債権額は813,685千円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
 18. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は2,208千円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は266,668千円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
 20. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,100,661千円であります。
なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 21. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、紙幣硬貨入出金機についてリース契約により使用しております。
 22. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、481,981千円であります。
 23. 当座借越及び為替決済取引の担保並びに全国信用組合保障基金の積立金として、預け金3,331,700千円を差し入れております。なお、決算日における当座借越残高はありません。
このほか、水道料金取扱いのために現金2,100千円を担保として差し入れております。
 24. 出資1口当たりの純資産額は541円86銭です。
 25. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であり、信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理
当組合は、事務規程(融資簿)及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク監査室がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクなどについては、総合企画部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ② 市場リスクの管理
 - (i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には、総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。
 - (ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。
総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
 - (iii) 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は103百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - ③ 資金調達に係るリスクの管理
当組合は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって流動性リスクを管理しております。
 - (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金、預け金及び預金積金については簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
26. 金融商品の時価等に関する事項
平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表には含めておりません(注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	19,136,592	19,265,866	129,274
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,023,978	983,828	△ 40,150
その他有価証券	890,359	890,359	-
(3) 貸出金(*1)	33,429,027		
貸倒引当金(*2)	△ 261,748		
	33,167,278	34,411,819	1,244,541
金融資産計	54,218,207	55,551,872	1,333,665
(1) 預金積金(*1)	53,725,144	53,698,570	△ 26,574
金融負債計	53,725,144	53,698,570	△ 26,574

(*1) 貸出金、預け金及び預金積金の「時価」については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
投資信託は公表されている基準価格によっております。

貸借対照表

(3) 貸出金

貸出金は以下の①、②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	22,350
出 資 金	158,533
合 計	180,883

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	9,236,592	9,900,000	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	200,000	900,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	300,000	450,000	-	-
貸出金(*2)	2,957,258	4,282,856	5,435,894	20,317,636
合 計	12,493,851	14,632,856	5,635,894	21,217,636

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で償還予定額が見込めないもの、期間の定めが無いものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	51,718,348	2,006,795	-	-
合 計	51,718,348	2,006,795	-	-

(*) 預金積金のうち、満期日経過分及び要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「株式」、「その他有価証券」が含まれております。以下29まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】 (単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
外 国 証 券	224,110	269,020	44,910
小 計	224,110	269,020	44,910

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
外 国 証 券	799,868	714,808	△ 85,060
小 計	799,868	714,808	△ 85,060
合 計	1,023,978	983,828	△ 40,150

(注)時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:千円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	34,344	21,100	13,243
外 国 証 券	303,010	301,855	1,154
小 計	337,354	322,955	14,398

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
投 資 信 託	100,771	106,434	△ 5,663
外 国 証 券	452,234	454,791	△ 2,557
小 計	553,005	561,226	△ 8,221
合 計	890,359	884,182	6,177

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

なお、その他有価証券のうち、株式について、当該株式の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、当事業年度における減損処理は、ありません。

また、減損処理の対象を判断するための基準は、次のとおりであります。

① 決算時における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合。

② 決算時における時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合で、決算期日前6ヶ月の平均株価が取得原価よりも30%以上下落している場合。

28. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

29. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損	(単位:千円)
701,499	2,288	6,969	

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、4,953,295千円であります。このうち原契約期間が1年以内のものはありません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
経 常 収 益	1,016,968	1,089,479
資金運用収益	957,025	907,939
貸出金利息	815,725	775,908
預け金利息	113,639	109,654
有価証券利息配当金	21,299	16,021
その他の受入利息	6,361	6,355
役務取引等収益	33,251	30,532
受入為替手数料	16,663	16,300
その他の役務収益	16,588	14,231
その他業務収益	8,218	10,432
国債等債券売却益	687	2,288
その他の業務収益	7,530	8,144
その他経常収益	18,473	140,574
貸倒引当金戻入額	-	135,499
償却債権取立益	14,110	3,636
その他の経常収益	4,362	1,438
経 常 費 用	850,559	853,473
資金調達費用	40,951	35,092
預金利息	37,456	32,590
給付補填備金繰入額	3,495	2,502
役務取引等費用	75,208	77,148
支払為替手数料	6,773	6,802
その他の役務費用	68,434	70,345
その他業務費用	2,006	8,781
国債等債券売却損	510	6,969
国債等債券償還損	1,480	683
その他の業務費用	14	1,128
経 費	706,736	716,309
人 件 費	419,992	415,149
物 件 費	278,220	292,390
税 金	8,522	8,769
その他経常費用	25,656	16,141
貸倒引当金繰入額	13,165	-
貸出金償却	9,451	7,971
その他の経常費用	3,040	8,169
経 常 利 益	166,409	236,005

特 別 利 益	239	-
固定資産処分益	239	-
特 別 損 失	4,034	798
固定資産処分損	4,034	798
税 引 前 当 期 純 利 益	162,613	235,206
法人税・住民税及び事業税	4,993	4,940
法人税等調整額	△189	△82
法人税等合計	4,804	4,858
当 期 純 利 益	157,809	230,347
繰越金(当期首残高)	4,857	4,833
機械化積立取崩額	24,000	20,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	186,667	255,181

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資一口当たりの当期純利益 135円11銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	186,667	255,181
剰 余 金 処 分 額	181,833	251,730
利益準備金	20,000	30,000
普通出資に対する配当金	8,113	8,010
	(年1.0%の割合)	(年1.0%の割合)
優先出資に対する配当金	13,720	13,720
	(年1.4%の割合)	(年1.4%の割合)
経営安定積立金	40,000	100,000
機械化積立金	40,000	-
優先出資消却積立金	60,000	100,000
繰越金(当期末残高)	4,833	3,451

■代表理事の確認

私は当組合の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第60期事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

平成25年6月25日

新 栄 信 用 組 合

理 事 長 宇 野 勝 雄



📖 経理・経営内容

業務純益 (単位：千円)		
項目	平成23年度	平成24年度
業務純益	152,907	117,626

粗利益 (単位：千円、%)		
項目	平成23年度	平成24年度
資金運用収益	957,025	907,939
資金調達費用	40,951	35,092
資金運用収支	916,073	872,846
役員取引等収益	33,251	30,532
役員取引等費用	75,208	77,148
役員取引等収支	△ 41,957	△ 46,616
その他業務収益	8,218	10,432
その他業務費用	2,006	8,781
その他業務収支	6,211	1,651
業務粗利益	880,329	827,882
業務粗利益率	1.66	1.53

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

役員取引等の状況 (単位：千円)		
科目	平成23年度	平成24年度
役員取引等収益	33,251	30,532
受入為替手数料	16,663	16,300
その他の受入手数料	16,588	14,231
その他の役員取引等収益	-	-
役員取引等費用	75,208	77,148
支払為替手数料	6,773	6,802
その他の支払手数料	1,040	1,038
その他の役員取引等費用	67,394	69,307

その他業務収益の内訳 (単位：千円)		
項目	平成23年度	平成24年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	687	2,288
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	7,530	8,144
その他業務収益合計	8,218	10,432

経費の内訳 (単位：千円)		
項目	平成23年度	平成24年度
人件費	419,992	415,149
報酬給料手当	326,812	327,977
退職給付費用	51,030	40,524
その他	42,149	46,647
物件費	278,220	292,390
事務費	100,972	107,679
固定資産費	64,589	65,911
事業費	27,020	28,333
人事厚生費	9,540	9,459
預金保険料	42,655	35,902
減価償却費	33,442	45,104
税金	8,522	8,769
経費合計	706,736	716,309

総資産利益率 (単位：%)		
区分	平成23年度	平成24年度
総資産経常利益率	0.30	0.42
総資産当期純利益率	0.29	0.41

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等 (単位：%)		
区分	平成23年度	平成24年度
資金運用利回(a)	1.81	1.67
資金調達原価率(b)	1.42	1.39
資金利鞘(a-b)	0.39	0.28

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等				
科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	23年度	52,808 ^{百万円}	957,025 ^{千円}	1.81%
	24年度	54,079	907,939	1.67
うち貸出金	23年度	34,194	815,725	2.38
	24年度	33,291	775,908	2.33
うち預け金	23年度	16,454	113,639	0.69
	24年度	18,622	109,654	0.58
うち金融機関貸付等	23年度	-	-	-
	24年度	-	-	-
うち有価証券	23年度	2,001	21,299	1.06
	24年度	2,006	16,021	0.79
資金調達勘定	23年度	52,132	40,951	0.07
	24年度	53,366	35,092	0.06
うち預金積金	23年度	52,129	40,951	0.07
	24年度	53,348	35,092	0.06
うち譲渡性預金	23年度	-	-	-
	24年度	-	-	-
うち借入金	23年度	-	-	-
	24年度	-	-	-

役員1人当たりの預金および貸出金残高 (単位：百万円)		
区分	平成23年度	平成24年度
役員1人当たりの預金残高	624	663
役員1人当たりの貸出金残高	408	412

(注) 計算の基礎となる職員数は期末常勤役員数であります。

1店舗当たりの預金および貸出金残高 (単位：百万円)		
区分	平成23年度	平成24年度
1店舗当たりの預金残高	6,483	6,715
1店舗当たりの貸出金残高	4,235	4,178

預貸率および預証率 (単位：%)			
区分	平成23年度	平成24年度	
預貸率	(期末)	65.33	62.22
	(期中平均)	65.59	62.40
預証率	(期末)	3.38	3.60
	(期中平均)	3.83	3.76

受取利息および支払利息の増減 (単位：千円)		
項目	平成23年度	平成24年度
受取利息の増減	△ 65,730	△ 49,086
支払利息の増減	△ 17,841	△ 5,859

経理・経営内容

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益	1,168,493	1,147,297	1,098,229	1,016,968	1,089,479
経常利益	△ 131,607	△ 696,609	181,312	166,409	236,005
当期純利益	△ 106,607	△ 798,324	185,706	157,809	230,347
預金積金残高	49,825,454	50,487,183	50,594,614	51,864,742	53,725,144
貸出金残高	35,687,888	36,015,053	34,656,079	33,887,773	33,429,027
有価証券残高	2,490,774	2,098,113	2,264,477	1,755,352	1,936,687
総資産額	52,454,957	51,930,398	52,298,497	53,618,527	55,858,826
純資産額	1,093,847	1,313,792	1,477,889	1,605,751	1,869,759
自己資本比率(単体)	6.76 %	6.50 %	7.47 %	7.91 %	8.51 %
出資総額	817,988	1,307,479	1,302,960	1,288,477	1,298,361
出資総口数	1,635,976 口	1,634,958 口	1,625,920 口	1,596,955 口	1,616,723 口
出資に対する配当金	8,179	-	21,849	21,833	21,730
職員数	82 人	83 人	82 人	80 人	78 人

(注) 残高計数は、期末日現在のものです。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に引当金を計上し、退任後に総代会で承認を得たうえで支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成24年度における対象役員に対する報酬等の支払総額(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	32

注1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は2名です。(退任役員を含む。)

注2. 上記の金額は、「基本報酬」のみとなっております。「賞与」の支払はありません。

また、「退職慰労金」については過年度に繰り入れた引当金を超える退職慰労金の支払及び退職慰労引当金の繰り入れはありません。

注3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員及び職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成24年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成24年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「賃金規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非常利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しなかった報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	13,773	26.4	14,392	27.0
定期性預金	38,356	73.6	38,955	73.0
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	52,129	100.0	53,348	100.0

(注) 変動金利定期預金の取扱いはありません。

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	47,980	92.5	49,788	92.7
法 人	3,884	7.5	3,936	7.3
一般法人	3,859	7.4	3,925	7.3
金融機関	16	0.0	2	0.0
公 金	8	0.0	9	0.0
合 計	51,864	100.0	53,725	100.0

自己資本の状況について

(1) 自己資本比率の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	平成23年度	平成24年度
出資金	1,288	1,298
非累積的永久優先出資金	490	490
優先出資申込証拠金	-	-
資本準備金	36	36
その他の資本剰余金	-	-
利益準備金	39	69
特別積立金	256	436
繰越金（当期末残高）	4	3
その他の	-	-
自己優先出資金	△ -	△ -
自己優先出資申込証拠金	-	-
その他の有価証券の評価差損	△ -	△ -
営業権相当額	△ -	△ -
のれん相当額	△ -	△ -
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△ -	△ -
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△ -	△ -
基本的項目（A）	1,625	1,843
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	-	-
一般貸倒引当金	150	80
負債性資本調達手段等	-	-
負債性資本調達手段	-	-
期限付劣後債務及び期限付優先出資	-	-
補完的項目不算入額	△ 10	△ -
補完的項目（B）	139	80
自己資本総額〔（A）＋（B）〕（C）	1,764	1,924
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	-	-
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	-	-
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	-
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス（告示第223条を準用する場合を含む。）	-	-
控除項目不算入額	△ -	△ -
控除項目計（D）	-	-
自己資本額〔（C）－（D）〕（E）	1,764	1,924
（リスク・アセット等）		
資産（オン・バランス）項目	20,508	20,853
オフ・バランス取引等項目	12	13
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,757	1,732
リスク・アセット等計（F）	22,278	22,599
単体Tier1比率（A／F）	7.29%	8.15%
単体自己資本比率（E／F）	7.91%	8.51%

(注) 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

「その他の有価証券の評価差損(△)」欄は、平成26年3月30日までの間は、平成20年金融庁告示第79号に基づく特例に従い当該金額を記載しないこととなっておりますが、今年度は該当がありません。

○自己資本の調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されています。平成24年度の自己資本額のうち、当組合が積み立てているもの以外のもは、基本的項目では地域のお客さまからお預かりしている普通出資金、全国信用協同組合連合会からの優先出資金が該当します。

自己資本の状況について

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成23年度		平成24年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	20,520	820	20,866	834
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	20,520	820	20,866	834
(i) ソブリン向け	95	3	97	3
(ii) 金融機関向け	3,433	137	4,052	162
(iii) 法人等向け	6,557	262	6,736	269
(iv) 中小企業等・個人向け	2,985	119	2,812	112
(v) 抵当権付住宅ローン	5,927	237	5,860	234
(vi) 不動産取得等事業向け	144	5	96	3
(vii) 三月以上延滞等	492	19	326	13
(viii) 上記以外	882	35	884	35
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	1,757	70	1,732	69
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	22,278	891	22,599	903

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

○自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率はもちろんのことTier1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 (地域別・業種別・残存期間別)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	23年度		24年度		債 券		デリバティブ取引			
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
国 内	52,487	54,247	33,940	33,486	135	13	-	-	661	437
国 外	1,583	1,873	-	-	1,583	1,873	-	-	-	-
地 域 別 合 計	54,070	56,120	33,940	33,486	1,718	1,886	-	-	661	437
製 造 業	1,956	1,621	1,956	1,621	-	-	-	-	47	48
農 業 ・ 林 業	195	265	195	265	-	-	-	-	21	15
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	2,626	2,851	2,626	2,851	-	-	-	-	141	71
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	14	13	14	13	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業	155	110	155	110	-	-	-	-	-	-
卸 売 業 ・ 小 売 業	1,860	1,520	1,860	1,520	-	-	-	-	37	34
金 融 業 ・ 保 険 業	17,224	20,324	59	57	242	994	-	-	-	-
不 動 産 業	9,173	9,468	9,173	9,468	-	-	-	-	220	169
各 種 サ ー ビ ス 業	2,085	2,154	1,985	2,154	100	-	-	-	96	1
国・地方公共団体等	1,995	1,944	620	1,052	1,375	891	-	-	-	-
個 人	15,288	14,355	15,288	14,355	-	-	-	-	97	96
そ の 他	1,494	1,489	5	13	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	54,070	56,120	33,940	33,486	1,718	1,886	-	-	661	437
1 年 以 下	6,707	11,433	3,039	2,829	100	303	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	10,603	9,214	2,414	2,262	-	301	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	5,381	5,652	1,866	2,186	-	151	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	2,036	1,965	2,035	1,965	-	-	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	3,359	3,734	3,359	3,534	-	200	-	-	-	-
10 年 超	22,183	21,207	20,752	20,378	1,431	828	-	-	-	-
期 間 の 定 め の な い も の	3,799	2,914	472	329	187	100	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	54,070	56,120	33,940	33,486	1,718	1,886	-	-	-	-

自己資本の状況について

(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形固定資産等が含まれます。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 （14ページ参照）

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

	個別貸倒引当金 期末残高			貸出金償却	
	23年度	24年度	増減	23年度	24年度
製造業	48	23	▲ 25	-	0
農業・林業	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-
建設業	8	26	18	9	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-
運輸業・郵便業	-	-	-	-	-
卸売業・小売業	39	34	▲ 4	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-	-
不動産業	79	52	▲ 26	-	-
各種サービス業	45	2	▲ 42	-	0
その他の産業	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-
個人	80	41	▲ 39	-	7
合計	302	181	▲ 121	9	7

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額 平成23年度		エクスポージャーの額 平成24年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
	0%	-	3,766	-
10%	-	3,289	-	1,341
20%	-	17,166	-	20,274
35%	-	16,854	-	16,720
50%	530	100	378	112
75%	-	3,881	-	4,221
100%	-	8,295	-	8,977
150%	-	184	-	63
合計		54,070		56,120

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や業況悪化等により、貸出金や利息が約定通りに行われなくなるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、融資にあたっては決済権限等の「クレジットポリシー」を明確にし、審査管理を充実するとともに厳格なる審査体制を構築しています。

また、大口与信先や不良債権先の管理等信用リスク管理の状況については、定期的に「常勤理事で構成する常務会」で協議・検討を行い、必要に応じて「理事会」に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良担保・優良保証及び不動産担保の処分可能見込額等を除いた未保全額を債務者ごとに個別に引当てております。

なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正に計上しております。

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

自己資本の状況について

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

〈信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー〉

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,378	1,499	753	953	-	-
① ソブリン向け		36	19	-	29	-	-
② 金融機関向け		-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け		640	677	3	319	-	-
④ 中小企業等・個人向け		671	649	279	260	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン		20	38	463	343	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け		9	-	-	0	-	-
⑦ 三月以上延滞等		-	113	6	0	-	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や業況悪化等により受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業内容、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。したがって、担保又は保証に過度の依存をしないような融資の取扱い姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合にはお客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める「事務規定融資編」及び「不動産担保の評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、各種契約書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、保証として政府保証、政府関係機関保証、地方公共団体保証、その他未担保預金等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に、業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引

当組合は、該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、該当ありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、オペレーショナル・リスクについては、「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析を行い、リスクの未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会・常勤理事会におきまして協議・検討を行なうとともに、必要に応じて理事会に報告する態勢を整備しております。

2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

自己資本の状況について

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

イ. 貸借対照表計上額及び時価

区 分	平成23年度		平成24年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	21	21	34	34
非 上 場 株 式 等	180	180	180	180
合 計	202	202	215	215

(注) 上記非上場株式等については、売却等を行う目的のものではなく、時価がないため貸借対照表計上額を時価として表示しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	平成23年度	平成24年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償 却	-	-

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	平成23年度	平成24年度
評価損益	△ 41	4

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

○銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、全信組連出資金等が該当します。

リスク認識については、当組合が定める「余裕資金運用基準」、「市場関連リスク管理規程」などにに基づき、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当組合の抱えるリスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況等について、適宜、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	180	103

(注) 1. 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの (例えば、貸出金、有価証券、預金等) が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。

当組合では、金利ショックを99%タイル値 (保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセントイル値と99パーセントイル値によって計算される経済価値の低下額) として銀行勘定の金利リスク量を算出しております。

2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当組合では、普通預金等の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて (平均2.5年) リスク量を算定しています。

3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。



自己資本の状況について

(9) 金利リスクに関する事項

○銀行勘定における金利リスクに関する事項

1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、総務部が所管しております。具体的には、理事会が金利リスク管理に関する重要な事項を決定し、その方針に則り、総務部が金利リスクのモニタリング・分析を行い、定期的に常勤理事会に報告、提言をしております。

常勤理事会においては、金利リスク管理の基本方針・リスク計画・対応策等の審議、調整を行っています。

金利リスクの管理方法としては、リスクプロファイルを勘案し、リスク負担能力に見合ったリスクリミット・ポジション枠等を設定し管理しています。このリスクリミット・ポジション枠等は、常勤理事会の審議を経て、理事長が決定しています。

このように、当組合では、将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行っております。

2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて、金利リスクを以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

預貸金は「再評価法」

有価証券等は「マチュリティー・ラダー表」

・コア預金

対象：流動性預金（別段預金を除く）

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満期：5年以内（平均2.5年）

・金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅

99%タイル値

・リスク計測の頻度

四半期

資金運用

科 目	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	439	1.3	379	1.1
手形貸付	1,754	5.1	1,601	4.8
証書貸付	30,669	89.7	30,111	90.5
当座貸越	1,329	3.9	1,199	3.6
合 計	34,194	100.0	33,291	100.0

業 種 別	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,938	5.7	1,602	4.8
農業・林業	190	0.6	265	0.8
漁業	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-
建設業	2,655	7.8	2,850	8.5
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	31	0.1	14	0.0
運輸業・郵便業	155	0.4	124	0.4
卸売業・小売業	1,618	4.8	1,523	4.6
金融業・保険業	57	0.2	56	0.2
不動産業	9,143	27.0	9,428	28.2
物品賃貸業	107	0.3	95	0.3
学術研究・専門技術サービス業	191	0.6	174	0.5
宿泊業	58	0.2	0	0.0
飲食業	269	0.8	254	0.8
生活関連サービス業・娯楽業	117	0.3	254	0.8
教育・学習支援業	-	-	-	-
医療・福祉	0	0.0	103	0.3
その他のサービス	1,419	4.2	1,186	3.5
その他の産業	5	0.0	-	-
小 計	17,962	53.0	17,936	53.7
地方公共団体	615	1.8	1,046	3.1
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	15,309	45.2	14,446	43.2
合 計	33,887	100.0	33,429	100.0

項 目	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	23,151	68.3	22,698	67.9
変動金利	10,736	31.7	10,731	32.1
合 計	33,887	100.00	33,429	100.00

項 目	平成23年度	平成24年度
貸出金償却額	9	7

項 目	平成23年度		平成24年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	150	24	80	△ 69
個別貸倒引当金	302	△ 40	181	△ 121
貸倒引当金合計	452	△ 15	261	△ 191

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

資金運用

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	8,740	25.8	8,121	24.3
設備資金	25,147	74.2	25,307	75.7
合計	33,887	100.0	33,429	100.0

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,421	13.3	1,280	12.5
住宅ローン	9,252	86.7	8,981	87.5
合計	10,673	100.0	10,261	100.0

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	1,300	3.8	1,235	3.7
有価証券	-	-	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	23,918	70.6	23,199	69.4
その他	-	-	-	-
小計	25,218	74.4	24,435	73.1
信用保証協会・信用保険	4,605	13.6	4,245	12.7
保証	1,531	4.5	2,137	6.4
信用	2,532	7.5	2,611	7.8
合計	33,887	100.0	33,429	100.0

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	4	33.4	8	53.3
有価証券	-	-	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	8	54.4	6	40.0
その他	-	-	-	-
小計	13	87.8	14	93.3
信用保証協会・信用保険	0	2.2	-	-
保証	-	-	-	-
信用	1	10.0	1	6.7
合計	14	100.0	15	100.0

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	39,045	2.0	16,936	0.8
地方債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社債	220,881	11.0	43,787	2.2
株式	43,450	2.2	43,486	2.2
外国証券	1,461,669	73.0	1,691,526	84.3
投資信託	236,397	11.8	210,863	10.5
合計	2,001,445	100.0	2,006,601	100.0

有価証券の時価情報

(単位:千円)

1. 有価証券関係

- (1) 売買目的有価証券 「該当ありません」
 (2) 満期保有目的の債券

項目	平成23年度			平成24年度			
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
外国証券	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	224,110	236,570	12,460	224,110	269,020	44,910
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	1,199,861	1,005,733	△ 194,128	799,868	714,808	△ 85,060
	計	1,423,971	1,242,303	△ 181,668	1,023,978	983,828	△ 40,150
合計	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	224,110	236,570	12,460	224,110	269,020	44,910
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	1,199,861	1,005,733	△ 194,128	799,868	714,808	△ 85,060
	計	1,423,971	1,242,303	△ 181,668	1,023,978	983,828	△ 40,150

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

- (3) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式 「該当ありません」
 (4) その他有価証券

項目	平成23年度			平成24年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
株式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	21,342	21,100	241	34,344	21,100	13,243
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	-	-	-	-	-	-
	計	21,342	21,100	241	34,344	21,100	13,243
社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	100,550	100,526	23	-	-	-
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	-	-	-	-	-	-
	計	100,550	100,526	23	-	-	-
投資信託	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	-	-	-	-	-	-
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	187,138	228,542	△ 41,403	100,771	106,434	△ 5,663
	計	187,138	228,542	△ 41,403	100,771	106,434	△ 5,663
外国証券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	-	-	-	303,010	301,855	1,154
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	-	-	-	452,234	454,791	△ 2,557
	計	-	-	-	755,244	756,647	△ 1,403
合計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	121,892	121,626	265	337,354	322,955	14,398
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	187,138	228,542	△ 41,403	553,005	561,226	△ 8,221
	計	309,030	350,168	△ 41,138	890,359	884,182	6,177

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

- (5) 当期中に売却した満期保有目的の債券 「該当ありません」
 (6) 当期中に売却したその他有価証券

種類	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで			平成24年4月1日から平成25年3月31日まで		
	売却額	売却益	売却損	売却額	売却益	売却損
その他有価証券	400,675	687	510	701,499	2,288	6,969

- (7) 時価を把握するのが極めて困難と認められる有価証券の貸借対照表計上額

内容	平成23年度	平成24年度
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	22,350	22,350

- (8) 保有目的を変更した有価証券 「該当ありません」
 (9) 有価証券の種類別の残存期間別の残高

種類	期間の定めのないもの		1年以内		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
国債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	100,550	-	-	-	-	-	-	-
株式	43,692	55,694	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	302,694	-	452,550	-	200,000	1,423,971	823,978
投資信託	187,138	100,771	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	230,830	157,465	100,550	302,694	-	452,550	-	200,000	1,423,971	823,978

2. 金銭の信託関係 「該当ありません」

財務の状況

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A
破 綻 先 債 権	平成23年度	64,793	48,385	16,408	100.00
	平成24年度	18,098	18,098	-	100.00
延 滞 債 権	平成23年度	1,398,017	1,093,113	285,888	98.63
	平成24年度	813,685	611,787	181,161	97.45
3 ヶ月以上延滞債権	平成23年度	2,830	2,830	823	100.00
	平成24年度	2,208	2,208	325	100.00
貸出条件緩和債権	平成23年度	240,496	150,851	69,986	91.82
	平成24年度	266,668	140,419	39,328	67.40
合 計	平成23年度	1,706,137	1,295,179	373,106	97.78
	平成24年度	1,100,661	772,514	220,815	90.24

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ。会社更生法等の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ。民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ。破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ。会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ。手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金(上記1. および2. を除く)です。保全額が残高を超えているのは、当組合の規程により一般貸倒引当金の算出方法が貸出金残高に対して一定率を引き当てることによるものです。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ～3. を除く)です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成23年度	832,957	613,657	219,299	832,957	100.00	100.000
	平成24年度	463,778	329,778	134,000	463,778	100.00	100.000
危 険 債 権	平成23年度	631,667	529,654	82,996	612,651	96.98	81.359
	平成24年度	370,027	302,129	47,161	349,291	94.39	69.460
要 管 理 債 権	平成23年度	243,326	148,021	70,810	218,831	89.93	74.299
	平成24年度	268,877	142,628	39,654	182,282	67.79	31.410
不 良 債 権 計	平成23年度	1,707,951	1,291,333	373,106	1,664,440	97.45	89.557
	平成24年度	1,102,683	774,536	220,815	995,352	90.26	67.292
正 常 債 権	平成23年度	32,232,994					
	平成24年度	32,383,824					
合 計	平成23年度	33,940,945					
	平成24年度	33,486,508					

*金融再生法に基づく開示債権は、貸出金のほか未収利息、仮払金、債務保証見返の合計(ただし、要管理債権は貸出金のみが対象)です。

不良債権比率 (不良債権額合計÷債権額合計)	
平成23年度	5.03%
平成24年度	3.29%

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

○自己査定の債務者区分と償却・引当基準

自己査定による債務者区分	定 義	償却・引当基準	対象引当金
破 綻 先	法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先	担保・保証等による保全のない部分に対して100%を予想損失額として引当あるいは償却	個別貸倒引当金
実 質 破 綻 先	法的・形式的には経営破綻の事実が発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている先		
破 綻 懸 念 先	現状は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性の高い先	担保・保証等による保全のない部分のうち、貸倒実績率により算出した今後3年間の予想損失額を引当	一般貸倒引当金
要 注 意 先	今後の管理に注意を要する先	貸倒実績率により算出した今後3年間の予想損失額を引当	
	要 管 理 先		
そ の 他 の 要 注 意 先	要管理先以外の要注意先	貸倒実績率により算出した今後1年間の予想損失額を引当	
正 常 先	業況が良好であり、かつ財務内容に特段の問題がない先		

(注) 当組合の「資産自己査定基準」および「償却・引当基準」は、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠しております。

経営管理体制

リスク管理体制・法令遵守体制

○リスク管理体制

【基本的な考え方】

金融の自由化・国際化の進展、金融界のコンピュータリゼーション、金融機関での同質化と新規参入、更には金融技術の発展により金融機関を取り巻くリスクは一段と複雑・多様化しており、経営においてはリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。このような金融環境のもと、当組合では、多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、収益力の向上を図ると同時に、適正な業務の遂行を可能にする上で必須要件であるとの認識に立ち、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでまいります。

具体的には、「統合的リスク管理方針」を定め、各種リスクの管理態勢を明確化するとともに、管理するリスクごとに管理担当部署を定め、これら管理担当部署において担当する各リスクについての方針を策定した上で、業務執行に伴い発生する様々なリスクを正しく把握し、かつ金融情勢の変化に対応できるようなリスクを適切に管理する体制を構築してまいります。

1. 自己資本

自己資本比率は金融機関の安全性を図る指標の一つであり、国内基準は4%以上と定められております。

自己資本の管理は金融機関として地域のお客様が安心して取引できる健全な体質と業務の適切性を確保する上で重要なものであることを認識した上で、自己資本の維持・充実を図ってまいります。

2. 信用リスク

与信先の業況悪化等に伴い、資産の価値が減少ないし消滅して損失を被るリスクをいい、厳正な自己査定の実施に基づいてリスクを適正に把握し、特定の業種や特定先に対する与信集中の防止等に努めながら当組合の資産の健全性を維持向上することを目的としています。

3. 資産査定

資産査定とは、当組合が保有する資産（貸出金、有価証券等）を個別に検討して回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することをいい、資産の不良化によりどの程度危険性にさらされているかを判定するものです。

当組合では、貸出金等自己査定した債務者区分および分類結果等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理に努めるとともに、管理手法につき、経済環境の変化、取引先の動向、市場の発達動向等に応じ随時見直しを行い与信判断の正確性を期するとともに貸出金等の資産に関する自己査定の実施に努めてまいります。

4. 市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替相場等の様々な市場変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクで、金利変動により損失を被る金利リスク、有価証券等の価格変動により資産価値が減少する価格変動リスク、為替相場の変動により為替差損が発生する為替リスクなどに区分される。

当組合では、「市場リスク管理規程」を制定するとともに、余裕資金運用基準に基づき資金の運用と管理について、金利・為替等のリスク管理を徹底し、安定的な収益を確保すべく常勤役員から構成される常勤会を定期的に開催し、ALM運営の重要事項について審議・決定しております。

5. 流動性リスク

必要な資金が調達できない場合や高金利での調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクと市場の混乱等により取引ができない場合や通常よりも著しく不利な価格での取引により損失を被る市場流動性リスク。

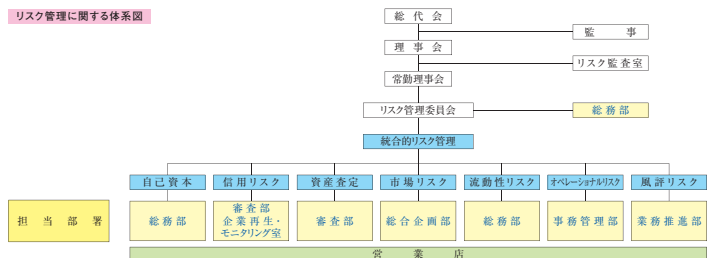
当組合では、「流動性リスク管理規程」に基づき、資金繰り担当部署で運用・調達の状況を常時把握し、適切かつ安定的な資金繰り体制を目指しております。また、緊急対応マニュアルを制定し不測の事態への対応も定め、具体的な対応手順や流動性確保を準備して流動性リスクには万全を期しております。

6. オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、当組合が業務を継続していく上で常に伴うリスクであり、当組合では以下のリスクを管理の対象としています。

- (1) 事務リスク・・・役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起すことにより被るリスク。
- (2) システムリスク・・・コンピュータシステムの障害、破壊、不正利用等により被るリスク。
- (3) その他のリスク・・・①法務リスク：お客様に対する過失による義務違反等により生じる損害賠償等のリスク。
②人的リスク：人事運営上の不公平、差別的行為等により生じる損失等のリスク。
③有形資産リスク：災害その他により生じる店舗等の毀損・損害等により被るリスク。

リスク管理に関する体系図



7. 風評リスク

風評リスクとは、当組合の資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐受力、規模、成長性、利便性及び個人情報への漏洩に伴う信用の失墜等により、お客様から見て当組合への安心度、親密度が損なわれることにより生じた風評や、役職員自らの行為や第三者の行為により生じた風評の流布等によって損失を被るリスクをいいます。

○法令遵守（コンプライアンス）体制

コンプライアンスとは、法令はじめ当組合内の諸規程さらには確立された社会規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守することです。

当組合は、中小企業等協同組合法に基づき地域に根ざした金融業務を行っており、一般企業にも増して公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスが求められております。自己責任原則に基づく健全経営に取り組む中で、自らの社会的責任と公共的使命を自覚し、法令遵守を経営の重要課題として位置づけ、全役職員が法令および規程を厳格に遵守することはもとより、それら基準書である「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布し、役職員への徹底を図るとともに定期的に研修会を開催し、さらに人事制度の中でコンプライアンスの外部試験を必須課題として職員の知識・倫理の向上に努めております。

○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約の内容や商品に関する苦情等（相談・お問い合わせ）については、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【当組合の窓口：お客様相談室（事務管理部）】フリーダイヤル：0120-400-103 受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日及び当組合の休業日は除きます。）

なお、苦情対応の手続きにつきましては、別途リーフレットを用意しておりますので、お申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：http://www.shinei-shinkumi.co.jp/

【他機関の窓口：新潟地区しんくみ苦情等相談所（新潟県信用組合協会）】住所：新潟市中央区万代1-1-28

電話：025-247-7433 受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日及び協会の休業日は除きます。）

【他機関の窓口：しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）】住所：東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）

電話：03-3567-2456 受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日及び協会の休業日は除きます。）

紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター 電話：03-3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター 電話：03-3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター 電話：03-3581-2249

左記弁護士会で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記「お客様相談室」または窓口までお申し出ください。

また、お客様から左記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

経営管理体制

法定監査の状況

平成24年度（第60期）の「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、平成25年5月23日付にて有限責任監査法人トーマツより適法・適正である旨の監査報告書の提出を受けております。

ペイオフ実施・個人情報保護法施行への対応

○ペイオフ実施への対応

平成17年4月、「ペイオフ」が本格的に実施され、預金全額保護の特例措置は事実上終了しました。万一、金融機関が破綻した際には、預金保険によって1金融機関ごとに1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。また、これとは別に、無利息などの一定条件を満たす「決済用預金」は今後も全額保護が継続され、当組合では対応商品として「無利息型普通預金」を取り扱っております。

【預金保険制度による保護の範囲】

	当座預金 普通預金 別段預金	定期預金・定期積金 納税準備預金 通知預金	外貨預金・譲渡性預金等 (当組合は取り扱っており ません)
平成17年 4月以降	利息のつかない等の3要件を満たす預金は全額保護（注1）	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護（注2）	保護対象外 (破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます)

(注1)「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という3要件を満たす預金です。

(注2)「元本1,000万円までとその利息等を超える部分」については、破綻金融機関の財産状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。なお、定期積金の給付補填資金なども、利息と同様に保護されます。

【無利息型普通預金の商品概要】

ご利用いただける方	個人・法人及び地方公共団体等
お利息	無利息
お預け入れ金額	1円以上1円単位
払い戻し方法	随時
付帯サービス	口座振替・給与・年金のお受け取りなど決済サービス、総合口座のご利用など
その他	新規口座開設の他、従来からのご利用の普通預金を「無利息型普通預金」に変更することが出来ます。この場合、口座番号が変わらないため、口座振替の変更手続きは不要です。また、従来からのご利用のキャッシュカードはそのままご利用いただけます。

○個人情報保護法施行への対応

平成17年4月、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が完全施行されました。当組合では、関係法令や、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、全国信用組合中央協会の「信用組合における個人情報保護に関する自主ルール」などの規定を遵守し、お客様からご提供いただいた個人情報の適切な保護に努めるとともに、個人情報保護に関する基本方針を「プライバシーポリシー」としてポスターなどを通じて公表しております。

当組合は、基幹システム設置場所に「入・退室管理システム」を導入し、個人データの漏洩防止に努めるなどの安全管理措置を行っております。

情報管理の徹底は一時的な対応で全て完了するものではなく、日常からの取り組みが重要と考えております。今後も管理体制の周知徹底を図り、役員員への研修を継続してまいります。

【個人情報保護宣言 [プライバシーポリシー]

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を、右記の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法令等で認められている場合のほかに利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報を取得いたします。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が下記に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

- (1) 法令等に基づき必要と判断される場合
- (2) 公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本店窓口までご連絡ください。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データに関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が下記に表示する特定の者と共同利用しております。

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。また、役員員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法等に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止します。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本店窓口までお申出ください。

【個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的】

(業務内容)

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替取次ぎ業務およびこれらに付随する業務
- 保険業法により行う保険契約の締結の代理又は媒介業務、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

(利用目的)

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組合員資格の確認および管理のため
- その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため
- お客様の安全及び財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること（機微情報に関する利用目的）
機微情報（政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保険医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報）は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年金融庁告示第67号）に掲げる場合を除き、取得、利用又は第三者提供をいたしません。また、機微情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づき利用目的が限定されておりますので、同規則が定める利用目的以外で利用いたしません。
(個人信用情報に関する利用目的)
個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

* 個人データの第三者提供先（㈱オリエンコーポレーション、全国しんくみ保証㈱、全国保証㈱、三菱UFJニコス㈱、㈱クレディセゾン、プロミス㈱、ジャックス㈱）

* 共同利用者の範囲（各地手形交換所、各地手形交換所の参加金融機関、全銀協が設置している全国銀行個人信用情報センター、全銀協特別会員である各地銀行協会）

* ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参ります。個人情報の取扱い等に関するご質問等については、以下の窓口にお申出ください。

【お問い合わせ先】

新栄信用組合 「お客様相談室」 電話番号：0120-400-103

その他業務

区 分	平成23年度	平成24年度
全国信用協同組合連合会	8	6
日本政策金融公庫(旧中小公庫)	-	-
日本政策金融公庫(旧国民公庫)	1	1
住宅金融支援機構	921	657
福祉医療機構	14	10
合 計	946	675

項 目	平成23年度	平成24年度
個人向け国債	283	117

区 分	平成23年度		平成24年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
送金・振込	他の金融機関向け	16,455	11,065	16,511	12,144
	他の金融機関から	40,304	13,269	39,426	13,977
代金取立	他の金融機関向け	124	294	106	254
	他の金融機関から	15	1	4	0

主要な事業の内容

- 預金業務**
当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取り扱っております。
- 貸付業務**
(1) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
(2) 手形の割引 商業手形の割引を取り扱っております。
- 内国為替業務**
振込及び代金取立等を取り扱っております。
- 外国為替業務**
全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金をはじめとする外国為替に関する各種業務を行っております。
- 付帯業務**
(1) 代理業務 全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構
(2) 債務の保証業務 (3) 地方公共団体の公金取扱業務 (4) 両替 (5) 保険商品の窓口販売 (6) 個人向け国債の窓口販売

金融商品に係る勧誘方針

- 当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。
- ① 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
 - ② 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
 - ③ 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
 - ④ 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
 - ⑤ 当組合は、役員に対する内部研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
 - ⑥ 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

手数料一覧

(消費税込み)

◇為替手数料

振 込	種 類		組 合 員		一 般	
	当組合 本店	自店・他店宛	3万円未満	無料	210円	
3万円以上			無料	420円		
他 行		3万円未満	525円	630円		
		3万円以上	735円	840円		
カ ー ド に よ る 振 込 (ATM利用)	当組合 キャッシュ カード利用	当組合 本店宛	3万円未満	無料	105円	
		3万円以上	無料	210円		
	他行宛	3万円未満		315円		
		3万円以上		525円		
	他行 カード 利用	当組合 本店宛	3万円未満		105円	
			3万円以上		210円	
		他行宛	3万円未満		315円	
			3万円以上		525円	
定額 送金	当組合 本店	3万円未満	210円	315円		
		3万円以上	210円	315円		
	他 行	3万円未満	525円	630円		
		3万円以上	735円	840円		

*ATM利用カードによる振込では当組合カードご利用の場合はカードの払戻手数料が取扱日・時間により加算されます。また、他行カードご利用の場合はカード払戻手数料が加算されます。

◇円貨両替手数料

両 替 枚 数	手 数 料
1枚 ~ 100枚まで	無料
101枚 ~ 300枚まで	105円
301枚 ~ 500枚まで	210円
501枚 ~ 1,000枚まで	315円
1,001枚 ~ 2,000枚まで	630円
2,001枚 ~	1,000枚ごとに315円加算
入金硬貨精査手数料(硬貨の枚数1,000枚以上)	(硬貨枚数×50銭)×1.05

(注) 両替手数料は、お取扱い1回あたり。枚数は、お客様の「お持込枚数」又は「お持帰り枚数」のいずれか多い方とさせていただきます。
なお、記念硬貨の交換、汚損した現金の交換は無料です。

◇取立手数料等

項目・内容	手 数 料	
代 金 取 立	当 組 合	
	自店・他店宛	無料
	同一手形交換所内	210円
	上記以外の県内	630円
他 行	県外	840円
	持ち帰り手数料(同一手形交換所内)	210円
	その他	
振込・送金・取立手形の組戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭呈示料	630円	

◇各種発行手数料

種 類	料 金	
当 座 預 金	小切手帳 1冊(50枚)	630円
	約束手形帳 1冊(50枚)	840円
	マル専口座取扱手数料(割賦販売通知書1枚)	3,150円
	マル専手形 1枚	525円
自己宛小切手 1枚	525円	
通帳・証書・カード等再発行手数料	1件 525円	
証 明 書 発 行 手 数 料	残高証明書 1通	315円
	監査人等の制定外書式の発行 1通	2,100円
	融資証明書(消費性資金) 1通	3,150円
	融資証明書(事業性資金) 1通	5,250円

◇キャッシュサービスご利用の手数料

利用時間帯	取引種類	当組合 本店	セブ銀行の ATM	提携先金融機関カードでの取扱い	
				しんくみお得ネット加盟信用組合	他の金融機関
平 日	8:45~18:00	出金	無料	無料	105円
		入金	無料	無料	105円
	18:00~19:00	出金	105円	105円	210円
		入金	無料	105円	210円
土 曜 日	9:00~14:00	出金	無料	無料	105円
		入金	無料	無料	105円
	14:00~19:00	出金	105円	105円	210円
		入金	無料	105円	210円
日曜日・祝日・ 年末年始 (12.31~1.3)	9:00~19:00	出金	105円	105円	210円
		入金	無料	105円	210円

*セブ銀行とは、セブンイレブン、イトーヨーカードーに設置のATMでの利用です。
*「しんくみお得ネット」に加盟している県外の信用組合でのATM・CDからのお引き出し(平日8:45~18:00、土曜日9:00~14:00)は取扱い手数料が無料です。(詳しくは窓口にお問い合わせください。)
*土曜日・日曜日・祝日及び年末年始の提携先金融機関カードでの利用時間は9:00~17:00です。

◇融資関係

項目・内容	手 数 料	
住宅ローン事務取扱手数料	300万円未満	融資額の1%+消費税
	300万円以上	42,000円
リフォームローン事務取扱手数料	300万円未満	融資額の1%+消費税
	300万円以上	31,500円
保証付住宅ローン(全国保証㈱)事務手数料	52,500円	
アパートローン融資手数料	52,500円	
住宅ローン繰上償還手数料(全額並びに一部繰上償還)	無料	
住宅ローン条件変更手数料	5,250円	
固定金利再選択手数料	5,250円	

営業のご案内

□ 預金				
種類		商品内容	期間	お預け入れ額
流動性預金	普通預金	出し入れ自由、給与等受取り、公共料金の自動支払いなどにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
	当座預金	商取引に安全で便利な手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
	納税準備預金	計画的な納税資金にご利用ください。利息は非課税です。	入金はいつでもお引き出しは納税時	1円以上
	通知預金	短期の運用に便利です。お引き出しの2日前にご通知ください。	7日以上	1万円以上
総合口座		普通預金と定期預金をセット。家計簿がわりに受取る、支払う、貯める、借りるが1冊の通帳でOKです。	普通預金はいつでも出し入れ自由	普通預金は1円以上 定期預金は1万円以上
定期性預金	定期積金	毎月一定額を無理なく貯めていただく商品です。	1年以上5年以内	月額1,000円以上
	スーパー定期	まとまった資金を確実に増やす預金です。短期間でも有利な運用が可能な、確定利回り商品です。	1か月以上5年以内	1,000円以上
	ゆうゆう年金定期	しんえいで公的年金をお受取りいただいている方に、ご利用いただける「優遇金利」の定期預金です。	1年	お一人さま 300万円まで
	大口定期	適用金利は、その時の市場金利を参考に決定します。余裕資金の運用に適しております。	1か月以上5年以内	1,000万円以上
	期日指定定期預金	利息が利息を生む1年複利でお得な預金です。1年経過後は1か月以上前に連絡してご自由に満期日の指定、元金の一部お引き出しが出来ます。	据置期間1年 最長預入期間3年	1,000円以上 300万円未満

* 詳しくは、お近くの本・支店の担当または窓口へお気軽にご相談ください。

□ 融資（個人向け）					
種類	お使いみち	ご融資額	ご返済期間	担保・保証など	
住宅ローン	住宅の新築、購入、住宅用土地の購入他金融機関の住宅ローンの借り換えなど。	5,000万円以内	35年以内	担保：土地・建物 保証人：1名以上	
リフォームローン	住宅の増改築、修繕、模様替えなど。	2,500万円以内	25年以内	上記に同じ	
エコリフォームローン	太陽光発電システム・オール電化設備など。	500万円以内	15年以内	担保：原則不要 保証人：1名以上	
教育ローン	受験料、入学金、授業料、アパート代など。	300万円以内	ご返済期間		
			10年以内	保証人：1名以上	
			4年6ヶ月以内	保証人：1名以上	
			12年6ヶ月以内	保証人：1名以上	
愛車ローン	車の購入、車検、修理など車に関する費用。	300万円以内	7年以内	保証人：1名以上	
カーライフローン		500万円以内	8年以内	全国しんくみ保証㈱の保証	
Newマイカーローン		500万円以内	8年以内	㈱ジャックスの保証	
目的ローン	お使いみちが確認できる資金。（事業性・旧償返済除く）	500万円以内	7年以内	全国しんくみ保証㈱の保証	
フリーローン	お使いみち自由。（事業性・旧償返済除く）	300万円以内	7年以内	全国しんくみ保証㈱の保証	
F1（フリーワン）	お使いみち自由。	300万円以内	7年以内	㈱クレディセゾンの保証	
カードローン	お使いみち自由。 いざというときに、あなたをサポート！ ご利用限度額以内なら繰り返しご利用できます。		契約期間		
		ドリーム	200万円以内	1年（自動更新）	三菱UFJニコス㈱の保証
		ピーターパン	300万円以内	3年（自動更新）	全国しんくみ保証㈱の保証
		ポケット	50万円以内	3年（自動更新）	全国しんくみ保証㈱の保証
		来富（Life）Up	200万円以内	2年（自動更新）	㈱ジャックスの保証
日本政策金融公庫 代理貸付（教育資金）	受験料、入学金などの入進学資金、授業料、アパート代などの在学資金。	200万円以内	10年以内	（財）教育資金融資保証基金 もしくは保証人1名以上	

* 各種ローンについては、それぞれ内容によりご融資金額、ご返済期間、担保・保証人などの条件が異なります。詳しくは、お近くの本・支店の担当または窓口へお気軽にご相談ください（上記以外にも各種ローンをご用意しております）。

* 係員がご都合に合わせて説明にお伺いします。お近くの本・支店の担当または窓口へお気軽にご相談ください（お取引のない方も大歓迎!）。

□ 融資（事業者向け）				
種類	お使いみち	ご融資額	ご返済期間	担保・保証など
ビジネスローン	事業に必要な運転資金および設備資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	5年以内	法人：代表者及び保証人1名 個人事業主：保証人1名
一般のご融資	手形割引…一般商業手形の割引。運転資金でご利用ください。			
	手形貸付…商品の仕入れなど、短期運転資金をご利用いただけます。			
	証書貸付…店舗新築や機械設備などの設備資金、長期の運転資金などにご利用ください。			
	当座貸越…一定の貸越極度額までご自由にご利用できます。			
事業者カードローン	事業に必要な資金がスピーディーにご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	2年 （更新可能）	新潟県信用保証協会の保証
地方公共団体 融資	新潟県、新潟市による中小企業の皆様向けの各種制度融資をお取扱しております。			
代理貸付業務	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会の代理店として各種融資をお取扱しております。			

* 各種ローンについては、それぞれ内容によりご融資金額、ご返済期間、担保・保証人などの条件が異なります。詳しくは、お近くの本・支店の担当または窓口へお気軽にご相談ください。

しんえいの取組み（地域貢献情報）

地域貢献に関するしんえいの経営姿勢

当組合は、新潟市江南区に本店を置き、新潟市（うち江南区、中央区、東区、北区、西区、秋葉区に限る。但し、旧黒埼町、旧小須戸町地区を除く）、聖籠町、阿賀野市（但し、旧京ヶ瀬村に限る）を営業地域とし、地元の中小零細事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。中小零細事業者や住民一人ひとりの顔が見えるきめ細かな営業活動を行い、信用組合としての特性発揮と機能の強化を基本方針として展開していく一方で、地域の皆様と共に発展していくために、当組合自身の健全経営の確保や経営効率の改善にも取組んでおります。

このように、当組合では地域密着と健全経営の確保に向けた活動を通じて、地域の皆様からの信頼と期待にお応えできる金融機関を目指し、今後とも役職員一丸となって経営努力を重ねてまいります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は公共的使命を全うするために、地域経済の繁栄を願い、豊かな地域社会づくりに貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報公開を行うとともに、組合員の皆様と対話により金融の円滑化に取組んでおります。

その取組みに際しては、当組合の「経営理念」「経営方針」に沿った、「経営支援マニュアル」（経営改善計画書の策定支援等）を定め役職員が対応しております。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

お取引先企業の経営支援につきましては、企業再生・モニタリング室と営業店が連携して取組んでおります。

経営者の皆様と話し合い、「中小企業再生支援協議会」「認定経営革新等支援機関」等外部機関や「税理士」等外部専門家と連携を図りながら、経営課題を把握・分析したうえで、経営改善計画書等を作成し、財務内容の改善と安定的な事業の継続・再生が出来ることを目的として取組んでおります。

更に、お取引先企業の経営支援に対する要望にお応えすべく、役職員を内部・外部研修・セミナー等に参加し、コンサルティング機能の発揮をすべく、目利き能力の向上に努めております。

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

i 創業・新規事業開拓の支援

取組事例

地域経済において成長が見込まれる分野の事業に取組む企業に対して、外部専門家や外部機関と連携を図りながら、新潟県や新潟市の制度資金を活用し、支援に取組みました。

（単位：百万円）

	平成24年度	
	件数	金額
創業・新規事業開拓の支援	2	8

ii 成長段階における支援

（単位：百万円）

	平成24年度	
	件数	金額
成長段階における支援	-	-

iii 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

取組事例

「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」における「中小企業支援ネットワーク」等が構築されたこと。

また、「税理士」等外部専門家や「中小企業再生支援協議会」等外部機関と連携して、お取引企業の経営改善や事業再生に取組みました。

期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先 α				経営改善支援取組み率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画策定率 δ/α
	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定した先数 δ				
98	80	6	74	17	81.63%	7.50%	21.25%

（注）①. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

②. 期初債務者数は平成24年4月初の債務者数です。

③. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

④. 「α（アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β（ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。

なお、経営支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。

⑤. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ（ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

⑥. 「αのうち再生計画を策定した先数δ（デルタ）」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当信組独自の再生計画策定先の合計先数です。

⑦. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

4. 地域の活性化に関する取組み状況

より細やかに行き届いたお客様サービスを図るため、当組合は協同組織金融機関としての存在意義を発揮していくため、その原点に立ち返り特性を発揮していくことが社会的に求められています。当組合は、地域の活性化に向けて、政府の関係省庁が連携して推進する「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」に基づいて、以下のとおり取組んでおります。

i 円滑化法終了後も、他の金融機関等と連携し、貸付条件の変更等や円滑な資金提供に努めます。

ii 経営改善計画の策定が困難なお取引先の計画策定支援（認定支援機関）に努めます。

iii 再生計画策定支援の確実な実施のための、「中小企業再生支援協議会」等外部機関との連携に努めます。

iv 「中小企業支援ネットワーク」の参加機関と連携して、お取引先の経営改善・事業再生の支援。

v 経営支援と併せた公的金融・信用保証協会による資金繰り支援。

融資を通じた地域貢献

融資先数・金額

中小零細事業者および個人の皆さまの幅広い資金ニーズにお応えするため、事業性のご融資や住宅ローンなどの個人向けの各種ローンのほか、全国緊急保証制度、県、市や信用保証協会等の中小企業向け制度融資についても積極的に対応してまいりました。

事業性融資	698先	
設備資金	11,658	百万円
運転資金	6,278	百万円
個人向け融資	2,537先	
住宅ローン	1,050	件 8,981百万円
消費者ローン	1,122	件 1,280百万円
当座貸越、その他		4,186百万円
地方公共団体及び三公社	1	先 1,046百万円

地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、新潟県や新潟市の中小企業向け制度融資の取扱金融機関として、積極的に中小零細企業等の資金ニーズにお応えしております。

平成25年3月期の取扱残高	421	件 1,366百万円
---------------	-----	------------

地域へのサービスの充実

顧客の組織化とその活動状況

- ◆お客さまの親睦を図るため「友の会」を結成しており、会員数は現在425名となっております。活動としては親睦旅行、合同友の会講演会、情報交換会など、楽しみながらお役に立つ催しを通じて交流を深めていただいております。
- ◆当組合で年金のお受け取りをされている方の親睦を図るため、年金友の会「遊悠倶楽部」を設立しております。会員数は現在4,520名であり、会員は「誕生日プレゼント」や「ふるさと特産品プレゼント」のサービスを受けられるほか、優遇金利による「ゆうゆう年金定期」の取扱を実施しております。
- ◆日頃のお客さまへの感謝の意を込めて、毎年7月と12月に各店舗にて感謝デー（2日間）を実施しており、ご来店されたお客様に「粗品プレゼント」や抽選会を行ない地域の皆様と親睦を深めております。

情報提供活動

各種パンフレットの配布

預金保険制度・住宅税制のパンフレット等を顧客に配布し、顧客に有効な情報を提供しております。

顧客利便性の提供

カードサービス

当組合の本支店8店舗および袋津出張所、新津出張所のATMコーナーのほか、全国各地の信用組合・銀行・信用金庫・労働金庫・農協のATMでもお引出し・残高照会ができます。

コンビニATMサービス

セブン銀行との提携により、全国のセブン-イレブン、イトーヨーカドーにあるセブン銀行ATMでは、ご入金・お引出し・残高照会をご利用いただけます。（時間帯によりご利用手数料が無料になります。）

ATM振込みサービス開始

平成25年2月より全店のATMでお振込ができるようになりました。他行カードを含むキャッシュカードでのお取引となります。

ATMコーナーの365日稼働開始

平成25年7月より本店、稲葉支店、横越支店、馬越支店、大形支店でATMコーナーの365日稼働を開始いたしました。

祝日及び年末年始の休業日にもご利用いただけることとなりました。

なお、営業時間、ご利用手数料等につきましては、19ページの「キャッシュサービスご利用の手数料」をご覧ください。

でんさいネットへの加盟

平成25年2月より「でんさいネット」(全銀電子債権ネットワーク)の取扱いを開始いたしました。

金融円滑化管理方針

当組合は公共的使命を全うするため、地域経済・地域住民の繁栄を願い、豊かな地域社会づくりに貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報公開を行うとともに、組合員の皆様との対話により金融の円滑化に取り組んでおります。

その取組みに際しては、協同組合による金融事業に関する法律施行規則および組合の経営理念・経営方針に沿った金融円滑化管理方針を定め全職員が対応しております。

なお、平成25年3月末日にて中小企業金融円滑化法は終了となりましたが、今後も上記の取組姿勢は継続してまいります。

条件変更受付対応状況表（平成25年3月末現在）

（単位：百万円）

	受 付		審 査 中		実 行		取 下 げ		謝 絶	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中 小 企 業 者	518	4,544	10	54	477	4,249	21	188	10	51
住 宅 ロ ー ン	52	518	1	1	40	386	6	87	5	43
合 計	570	5,062	11	55	517	4,635	27	275	15	94

しんえい の取組み (地域貢献情報)

文化的・社会的貢献に関する活動

地域清掃活動

毎朝、店舗周辺の道路、バス停等の清掃活動を実施しています。町内クリーン作戦に参加しております。



献血運動

しんくみの日週間にあわせて献血運動を実施しております。9月に職員、組合員29名が献血に協力いたしました。



ゲートボール大会

第24回理事長杯ゲートボール大会を主催し、毎年多数の方々より参加していただいております。亀田ゲートボールクラブ、横越ゲートボール協会の協力を得て開催しております。



地域行事への積極的参加

地域の皆さまと親密なコミュニケーションづくりをめざし、地域の催しやお祭りなどへ参加し、地域の活性化に努めております。

毎年8月に開催される「亀田まつり甚句流し」には本部・本店・上町支店から35名の役職員が参加させていただいております。その他各支店におきましても、地元行事へは毎年数多くの職員が参加させていただいております。



総代会の機能強化について

1. 総代会制度について

当組合は、組合員同士の「相互信頼」に基づき、組合員1人1人の意見を尊重し経営に反映させる協同組織金融機関です。したがって、組合員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することができます。しかし、当組合は、組合員16,139名（25年3月末）と多く総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款に定めるところにより、総会に代えて総代会制度を採用しております。

総代会は、組合員1人1人の意見が経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選出された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しております。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任等、当組合の重要事項に関する審議・決議が行われます。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査の実施や日常の営業活動並びに各店舗における「友の会」行事を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

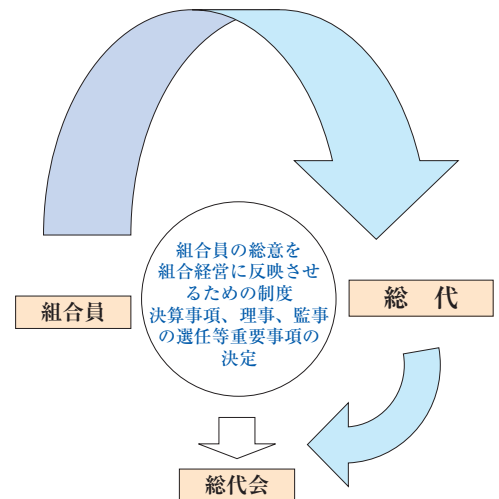
2. 総代とその選出方法

(1) 総代の任期と定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は100人以上135人以内で、選挙区域毎に定めております。

* 各選挙区の総代定数は次のとおりです。 (平成25年7月現在)

選挙区	総代地区定数	現総代数	地区名
第1選挙区	36～44名	36名	・新潟市江南区旧亀田町のうち稲葉及び袋津地区を除く地区 ・新潟市江南区両川地区・新潟市秋葉区新津地区
第2選挙区	20～27名	20名	・新潟市江南区旧亀田町のうち稲葉及び袋津地区 ・新潟市江南区北山地区
第3選挙区	6～11名	6名	・新潟市江南区横越地区 ・阿賀野市地区（旧京ヶ瀬村地区に限る）
第4選挙区	12～17名	12名	・新潟市中央区信濃川以東地区 ・新潟市東区紫竹地区
第5選挙区	15～20名	11名	・新潟市江南区大江山地区・新潟市東区地区 ・新潟市北区地区・北蒲原郡聖籠町地区
第6選挙区	11～16名	15名	・新潟市中央区信濃川以西地区 ・新潟市西区地区（旧黒埼町を除く）
計	100～135名	100名	



(2) 総代の選出方法

総代は、組合員の代表として、組合員の総意を当組合の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選出は「総代選挙規程」に基づき、次の手続きを経て選任されます。

- ① 組合員の中から総代立候補者をもって、総代選挙会において決定する。
- ② 総代選挙会は、組合員の中から総代選挙立会人を2名以上選任し開催する。
- ③ 総代当選者の氏名を公表する。

3. 第60期（第61回）通常総代会の決議事項

平成25年6月21日に開催された第60期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

* 決議事項

- 第1号議案 平成24年度事業報告並びに収支決算承認の件
- 第2号議案 平成24年度剰余金処分案承認の件
- 第3号議案 平成25年度事業計画並びに収支予算案承認の件
- 第4号議案 平成25年度役員報酬総額決定の件
- 第5号議案 平成25年度借入金最高限度額決定の件
- 第6号議案 総代選挙規程改正の件
- 第7号議案 組合員法定脱退の件
- 第8号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

組合員は、総代会を傍聴することができます。

傍聴のお申し込みは、当組合本部総代会事務局、本支店窓口または渉外担当者にお申し出ください。



しんえいお客様相談室 TEL.0120-400-103のご案内

当組合では、お客様からのご要望にお応えするため「お客様相談室」を設置しております。信用組合業務に関してお困りのことや当組合へのご意見、ご要望がございましたら、ご遠慮なくお申し付けください。

* お客様相談室では振り込め詐欺による被害のご相談をお受けしております。

「振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）が平成20年6月21日施行となりました。被害者救済の観点から、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害資金の支払手続等について定めた法律です。

* 「しんえい」のATMは犯罪防止の為、両面覗き見防止の遮光フィルター・後方確認用のミラーを装着しております。

* 平成24年度に「お客様相談室」によせられた相談・苦情等につきましては、以下の状況でした。

- ・ 融資の相談に関するもの 1件
- ・ 顧客応対に関するもの 1件
- その他 2件

しんえい

みちがなくらしのお手伝い

 新栄信用組合